



## I. 所得税確定申告注意点

### 1. 一時所得

生命保険契約や損害保険契約に基づく満期返戻金は一時所得となります。

$$\text{算式} \quad \{ \text{収入金額} - \text{既払保険料} - \text{特別控除 50 万円} \} \times 1/2 = \text{一時所得}$$

特別控除は年間で最高50万円です。満期返戻金は何口あっても年間50万円までしか控除できません。バブルの頃に加入した保険は利率のよいものが多いです。何口か満期になっている場合は一時所得が発生している可能性がありますので注意してください。

### 2. 雑所得

公的年金以外の生命保険契約に基づく年金は雑所得になります。

$$\text{算式} \quad \text{収入金額} - \text{既払保険料} = \text{雑所得}$$

一時所得のように特別控除はありません。保険会社からの通知書に注意していただき、申告漏れのないようにして下さい。



### 3. 株式等の譲渡所得

上場株式等の譲渡所得について特定口座(申告不要)を利用している場合は、源泉徴収で課税関係が完了しているので、原則として申告の必要はありません。譲渡損がある場合は、翌年以後3年間にわたり繰越控除が可能です。この場合、確定申告が必要です。

### 4. 扶養家族について

アルバイト収入等が年間103万円を超えると扶養控除ができなくなります。学生のお子様は特に注意が必要です。

### 5. 医療費控除

人間ドックの費用や予防接種の費用、入院時の差額ベッド代は、原則、医療費控除の対象外です。入院費用を医療保険等で補填された場合は、医療費から差引きますので必ずお知らせください。



## II. 贈与税確定申告注意点

### 贈与税



年間110万円超の贈与には贈与税がかかります。26年中に110万円超の贈与があった場合は贈与税の申告が必要です。相続時精算課税制度、住宅取得資金の贈与特例を利用した場合、確定申告をしないとこれらの特例は認められませんので、必ず担当者までお申し出ください。